

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下（「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

日野川工業用水道運転監視ほか業務委託 一式

#### (2) 業務の仕様

別添日野川工業用水道運転監視ほか業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件公告に記載のとおり

### 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

### 4 入札手続等

本件公告に記載のとおり

### 5 入札に関する問合せの取扱い

#### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 4 号）を作成し、電子メールにより本件公告 4（1）のメールアドレス宛てに令和 7 年 1 月 31 日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

#### (2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和 7 年 2 月 4 日（火）にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

### 6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、本件公告 4（1）の場所に令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 4 時までに提出（郵送可。ただし、前記の日時までに必着）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに 7 の事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて 2 の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（2）入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) (1) の提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 本件公告2（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）
- (3) 実績表（様式第2号）
- (4) 業務責任者調書（様式第3号）

## 8 資格審査について

- (1) 6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年2月7日（金）までに通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年2月10日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年2月13日（木）までに書面により回答する。

## 9 入札及び開札

- (1) 入札方法は、本件公告1（4）に記載のとおり。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札書（様式第5号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (7) 入札書及び委任状のあて名は、鳥取県知事 平井 伸治とする。
- (8) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。
- (9) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 最低制限価格を下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (12) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる手続を行った上で、入札を辞退することができる。  
ア 入札の執行前にあつては、入札辞退届（様式第7号）を入札執行者に提出又は入札の執行

前までに送付すること。

- イ 入札の執行中であっては、入札辞退届を入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札参加者又はその代理人については、辞退を認めない。
- ウ 入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札で不利益な取扱いを受けることはない。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

本件公告に記載のとおり

#### 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 政令、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札金額が同額で落札予定者が2者以上となった場合、当該落札予定者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。

#### 13 契約書の作成の要否

要

#### 14 手続きにおける交渉の有無

無

#### 15 支払条件

令和7年度支払額（消費税等を除く金額。以下同じ。）については、入札額（消費税等を除く金額。以下同じ。）に 33.8%をかけて求めた額の百円の位以下を切り捨てた千円単位の金額とし、令和7年度の発注者が受注者へ支払う委託料は、令和7年度支払額に消費税等を加算した額とする。

令和8年度支払額についても同様に、入札額に 33.3%をかけて求めた額の百円の位以下を切り捨てた千円単位の金額とし、令和8年度の発注者が受注者へ支払う委託料は、令和8年度支払額に消費税等を加算した額とする。

令和9年度の委託料は契約額から令和7年度分、令和8年度分に支払う委託料を差し引いたものとする。

## 16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

- (6) 本件入札には鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領（令和 3 年 12 月 2 日付第 202100216722 号鳥取県企業局長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (7) 本件公告 6（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後直ちに契約保証金免除申請

書（様式第8号）を、本件公告4（1）の場所に提出すること。

（8）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第9号）を、本件公告4（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。